月次総会議事録

令和４年（第１１回）加古川市農業委員会月次総会
令和４年１１月２５日（金）

加古川市役所新館９階　１９１会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

１	佃　辰雄	２	堀本　孝	３	藤田　昌秀
４	坂田　順子	５	田川　澄敏	６	山本　和由
７	岡本　善四郎	８	丸山　良作	９	井郷　豊嗣
１０	三原　猛	１１	馬田　禧紹	１２	前田　祥道
１３	藤本　毅	１４	東田　富能	１５	井相田　つや子
１６	原　靖	１７	佐伯　眞究	１８	都倉　正

欠席委員

事務局

局長	稗田　清人	次長	宮武　滋
農政企画担当副課長	穴田　順一	農地係長	池田　健司
主査	矢冨　彰展		
農林水産課			
農政係　書記	河野　友博	事務員	若林　侑未
振興係長	川田　英明	主事	金丸　誠生

現地調査（西地区）
１１月１８日（金）　　午前８時４０分から
藤本副会長、佐伯農地委員長、堀本委員、都倉委員　事務局２名

現地調査（東地区）
１１月１８日（金）　　午後１時１０分から
藤本副会長、佐伯農地委員長、岡本委員、藤田委員　事務局２名

馬田　禧紹　会長　議長席へ

開会時刻　　午後　１時３０分

議長　　ただ今より、令和４年第１１回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局　　委員の出席状況を報告いたします。

委員定数	１８名
委員現在数	１８名
本日の出席委員数	１８名

以上です。

議長　　事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長　　異議なしの声がありましたので、４番　坂田　順子委員、５番　田川　澄敏委員、両名よろしくお願いいたします。

議長　　それでは議事に入ります。
議案第１２８号を議題といたします。議案第１２８号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書１ページ及び審議参考資料１ページをご覧願います。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第３条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第１２８号　農地法第３条の規定による許可申請に対する許可を求めること。
１　加古川町大野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。
２　神野町石守[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん　外１名から、[redacted]さんへ。
３　神野町石守[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。使用貸借権設定。
４　八幡町野村[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

５　八幡町宗佐[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

議案書２ページをご覧ください。

６　平荘町一本松[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。使用貸借権設定。新設農家。

７　上荘町薬栗[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

８　西神吉町大国[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

９　志方町成井[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

１０　志方町成井[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

議案書３ページをご覧ください。

１１　志方町横大路[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。

なお、いずれの案件について申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料１～３ページのとおり、事務局の書面審査、及び地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第３条第２項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　６番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

都倉委員　議席番号１８番　都倉です。１１月１８日金曜日、午前１１時４０分より、佐伯農地委員長、堀本委員と私、事務局３名の合計６名で、議案第１２８号６番の受人の[redacted]さん、貸人の[redacted]さん、申請代理人の荻野行政書士出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

今回申請に至った経緯ですが、[redacted]さんは子どもができたので子どもに安心安全なものを自ら作って食べさせたいと両親に話したところ、貸人である[redacted]さんなら農業について教えてくれるだろうと聞いたため、[redacted]さんに相談したことがきっかけで申請に至ったそうです。

農業経験はなく、農機具も所有していないものの、農地を借用する[redacted]さんから農機具も借りることになっており、使い方を教わりながら、まずは水稲を作られるそうです。米が収穫できれば、家族や親族に分けようと考えておられます。経験を重ねて余裕がでてきたら、果樹や野菜なども作ってみた

いとも話をされていました。[redacted]さんの自宅から[redacted]さんの農業用倉庫まで約７キロあります。借り受ける農地は往来の多い道路に面しているため、近くにある倉庫に自家用車を停めて農地へ向かわれるそうです。

今回農業を始めるにあたり地元の農業団体へ所属されています。住居は農地から離れているので水当番は当たらないものの、水の調整や水漏れの対応は各自ですることになっていると聞かれたそうです。[redacted]さんから、日々の管理は自身の農地と同様に見回り、無事に収穫できるように、周辺の農地に迷惑が及ぶことがないように、一緒にやっていきたいとお聞きしました。

農機具の扱いについては十分気を付けて怪我や事故がないようにすると共に、周辺地域の関係者とコミュニケーションを図りながら、農業に取り組んでほしいと伝えて聞き取り調査を終えました。

聞き取りの結果、現時点での計画による営農の問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長　事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第１２８号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　異議なしの声がありました。議案第１２８号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　異議なしと認めます。議案第１２８号について、許可することに決定いたします。

議長　次に、議案第１２９号を議題といたします。

議案第１２９号の１６件については、１０月１２日から１１月１０日までに、農地法第３条、第１項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　次に、議案第１３０号を議題といたします。

議案第１３０号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案書１１ページ、審議参考資料４ページをご覧願います。

この議案は、農地転用するために、農地法第４条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第１３０号　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

１　上荘町井ノ口[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用倉庫、６０条証明申請併願。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料４ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員　議席番号２番　堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、都倉委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３０号の１番。申請の土地の位置は井ノ口の西、現況は畑作。この申請は、申請地内の一部に農業用倉庫を建築するものであり、自己所有地以外に隣接する農地はありません。地元立会委員は、藤野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第１３０号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第１３０号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３０号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長　　次に、議案第１３１号を議題といたします。

議案第１３１号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　議案説明の前に、議案の訂正をお願いします。議案書１５ページの１３番から１６ページの１７番までの案件について、備考欄に発電事業計画変更等認定申請済と追記をお願いします。

では、議案書１２ページ、審議参考資料５ページをご覧願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第５条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第１３１号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

１　神野町神野[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地。

２　神野町石守[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。露天駐車場用地。

３　神野町石守[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。賃貸露天駐車場用地。

４　神野町石守[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。住宅用地、建築許可申請併願、使用貸借権設定。

議案書１３ページをご覧ください。

５　神野町福留一丁目[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん　外１名から、[redacted]さん　外１名へ。住宅用地、集落地区計画区域。

６　野口町水足[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さん　外１名から、株式会社　[redacted]へ。露天資材置場用地。

７　平岡町山之上[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん　外１名から、[redacted]　株式会社へ。露天資材置場用地。

議案書１４ページをご覧ください。

８　平岡町山之上[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。露天資材置場用地。

９　八幡町上西条[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。住宅用地、建築許可申請併願。

１０　平荘町西山[redacted]、[redacted]平米　外２筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地、上申書添付。

議案書１５ページをご覧ください。

１１　東神吉町神吉[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さん　外１名から、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地。

１２　東神吉町天下原[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、[redacted]さんへ。進入路、始末書添付。

１３　東神吉町升田[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画変更等認定申請済。

議案書１６ページをご覧ください。

１４　東神吉町升田[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画変更等認定申請済。

１５　東神吉町升田[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画変更等認定申請済。

１６　東神吉町升田[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画変更等認定申請済。

１７　東神吉町升田[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さんから、株式会社　[redacted]へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画変更等認定申請済。

議案書１７ページをご覧ください。

１８　西神吉町西村[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん　外３名から、株式会社　[redacted]へ。露天駐車場用地。

１９　志方町西中[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん　外１名から、[redacted]　株式会社へ。賃貸露天駐車場用地。

なお、１０番の案件については、地元水利組合と隣接農地の所有者からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

また、１３番から１７番の案件については転用面積が３，０００平米を超えることから、農地法第５条第３項の規定により、兵庫県農業委員会ネットワーク機構である公益社団法人　ひょうご農林機構の意見を聴かなければならないことから、兵庫県へ進達する前に、同法人へ諮問することになります。

いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料５～９ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、５番を除く、１番から９番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員　議席番号７番　岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、藤田委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３１号の１番。申請の土地の位置は神野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が雑種地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第１３１号の２番及び３番を合わせて報告いたします。申請の土地の位置は石守の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が雑種地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第１３１号の４番。申請の土地の位置は石守の東、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。以上４件、地元立会委員は、佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

次に、議案第１３１号の６番。申請の土地の位置は水足の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、田川委員、橘推進委員でした。

次に、議案第１３１号の７番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第１３１号の８番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第１３１号の９番。申請の土地の位置は上西条の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が分筆畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　次に、５番の案件について、神野町の委員から報告をお願いします。

坂田委員　議席番号３番　坂田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、佃委員、石見推進委員と私の合計３名で実施しました。

議案第１３１号の５番。集落地区計画区域の住宅用地ということで、問題ありません。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　次に、１０番から１９番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員　議席番号２番　堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、都倉委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３１号の１０番。申請の土地の位置は西山の西、現況は畑。申請地の周囲は、東がため池、西が畑、南が田、北が道路となっており、隣接農

地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、岸本推進委員、来田推進委員でした。

次に、議案第１３１号の１１番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東は田・宅地、西が田・宅地、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第１３１号の１２番。申請の土地の位置は天下原の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東は宅地、西が雑種地、南が分筆畑、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第１３１号の１３番から１７番。申請の土地の位置は升田の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東は田、西が田、南が田、北が畑・雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上７件、地元立会委員は、井郷委員、礒野推進委員でした。

次に、議案第１３１号の１８番。申請の土地の位置は西村の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路・雑種地、西が道路、南が宅地、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第１３１号の１９番。申請の土地の位置は西中の西、現況は畑作。申請地の周囲は、東が宅地、西が雑種地、南が雑種地、北が道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、東田委員、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　次に、１０番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

都倉委員　議席番号１８番　都倉です。議案第１３１号の１０番について、水利組合と隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、上申書を提出されている件について、１１月１８日金曜日に、佐伯農地委員長、岸本推進委員と私、事務局３名の合計６名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

水利組合長は欠席され、隣接農地所有者の２名が出席されました。

まず、１名については、袋地となっているため、現在、申請地の真ん中にある畦道を今後も使うことを希望していましたが、事業者からは申請地の西側に進入路を設けると言われ、西側には高低差があり事故もあったこともあり、納得できないとのことでした。また、事業者に電話をした際に、折り返し連絡いただけるとのことでしたが連絡がなく、業者の対応に不信感をもたれていました。

もう１名については、進入路は申請地の東側になりますが、３ｍの進入路を確保するとは聞いたが、図面を貰って説明を受けていないとのことでした。

次に、申請者[redacted]の[redacted]さん、申請者の代理人である行政書士の石井さんの２名から聞き取りを行いました。現在の畦道を残したまま事

業を行うと、事業地が分断されて効率が著しく悪くなるためできないとのことで、西側に進入路を確保するとのことでしたが、理解を頂けなかったとのことです。東側の進入路については、図面を渡して説明されたとのことで、双方の言い分に食い違いがありました。

農業委員会からは、折り返しの連絡がない方へ連絡することと、図面を貰っていないと言っている方に改めて図面を示して説明し、その結果を事務局に連絡するよう伝えました。その後、業者から連絡があったのか事務局から報告してください。

聞取り調査の結果、進入路の位置について、隣接農地所有者からの理解は得られていませんが、進入路自体は確保されており、周辺の農業へ著しい支障があるとまでは言えないと思います。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局から補足説明をお願いします。

事務局　　１１月２２日に申請者の社員、[redacted]さんが来局されました。折り返しの連絡をしていなかった方には、２１日と２２日に１回ずつ電話で連絡をして、当初申請地の西側に３ｍで計画していた進入路を４ｍまで広げると提案しましたが、現状の畦道でなければならないと理解は得られなかったとのことでした。

また、図面を提供されていないと仰っていた方については、２２日に訪問して直接図面をお渡しして説明されたとのことです。こちらもフェンスの位置を見直し、申請地の東側の境界から最も狭い部分でも２．５ｍは確保するとのことでした。

以上です。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び現地調査された委員の報告は終わりました。議案第１３１号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第１３１号のうち、１３番から１７番を除く１番から１９番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、１３番から１７番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３１号のうち、１３番から１７番を除く１

番から１９番までの案件については、許可相当の意見書を添付して、また、１３番から１７番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長　　次に、議案第１３２号を議題といたします。
　議案第１３２号の３件については、１０月１２日から１１月１０日までに、農地法第４条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第１３３号を議題といたします。
　議案第１３３号の１１件については、１０月１２日から１１月１０日までに、農地法第５条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第１３４号を議題といたします。
　議案第１３４号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書２２ページ、審議参考資料１０ページをご覧願います。
　この議案は、２００平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第１３条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。
　それでは議案を朗読いたします。
　議案第１３４号　農業用施設用地届出にかかる受理のこと。
　１　加古川町大野[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用倉庫。事実確認のため。
　２　八幡町宗佐[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用倉庫。事実確認のため。
　３　志方町横大路[redacted]、[redacted]平米のうち[redacted]平米。[redacted]さん。農業用倉庫。事実確認のため。
　なお、いずれの案件についても、定例現地調査を実施しております。
　つきましては、別紙、審議参考資料１０ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第２９条第１号に規定する基準を満たしているものと考えております。
　以上、よろしくご審議願います。

議長　　現地調査をされた委員の報告をお願いします。
　まず、１番及び２番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員　議席番号３番　藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３４号の１番。申請の土地の位置は大野の南。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。

議案第１３４号の２番。申請の土地の位置は宗佐の中。申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、馬田委員、八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　続きまして、３番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員　議席番号１８番　都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、堀本委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３４号の３番。申請の土地の位置は横大路の南、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、山本委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第１３４号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第１３４号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３４号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長　　次に、議案第１３５号を議題といたします。

議案第１３５号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案書２３ページ、審議参考資料１１ページをご覧願います。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、２０年以上農地性がない

こと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第２条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第１３５号　非農地証明願承認のこと。

１　山手一丁目[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん、昭和４５年頃。

２　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。

３　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米　外３筆、計[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。[redacted]は農振農用地内、復元困難。

議案書２４ページをご覧願います。

４　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。被相続人　[redacted]、相続人　[redacted]さん、昭和６３年１０月。

５　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。被相続人　[redacted]、相続人[redacted]さん、昭和６３年１０月。

６　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。

７　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米　外１筆　計[redacted]平米。被相続人　[redacted]、相続人　[redacted]さん　外３名、昭和６３年１０月。

議案書２５ページをご覧願います。

８　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米　外１筆、計[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。[redacted]は農振農用地内、復元困難。

９　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。

１０　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。

１１　平荘町磐[redacted]、[redacted]平米。[redacted]さん、昭和６３年１０月。農振農用地内、復元困難。

なお、いずれの案件についても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料１１～１３ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、１番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員　議席番号３番　藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和

４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３５号の１番。申請の土地の位置は山手一丁目の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　続きまして、２番から１１番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員　議席番号１８番　都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和４年１１月１８日、調査者は、藤本副会長、佐伯農地委員長、堀本委員と私、事務局２名の、合計６名で実施しました。

議案第１３５号の２番から１１番までを一括して報告します。申請の土地の位置は磐の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は岸本推進委員、来田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第１３５号について、ご意見を承ります。

藤本委員　議席番号１３番　藤本です。先ほどの１３５号の３番、８番、１１番については、農業委員会として非農地証明を承認するわけでございますが、備考欄記載のとおり、農業振興地域内農用地区域に指定されていますので、農林水産課で来年度になるのかもしれませんが、農業振興地域整備計画の変更の手続きをされますことを、事務局より申し伝えていただきたいと思います。

事務局　　はい。

議長　　ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長　　ほかにご意見はないようですので、議案第１３５号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３５号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長　　次に、議案第１３６号を議題といたします。
　議案第１３６号の２件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長　　次に、議案第１３７号を議題といたします。
　議案第１３７号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局　　議案説明の前に、議案の訂正をお願いします。１番の案件については、１１月２４日に取り下げ書の提出がありましたので、議案から削除をお願いいたします。
　では、議案書２７ページをご覧ください。
　この議案は、市街化区域内の農地については、今後２０年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。
　それでは議案を朗読いたします。
　議案第１３７号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。
　２　別府町新野辺北町七丁目[redacted]、[redacted]平米。相続人　[redacted]さん、被相続人　[redacted]さん。別居。
　なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により相続人自ら、全ての農地を自ら所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。
　以上、よろしくご審議願います。

議長　　事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
　議案第１３７号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第１３７号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３７号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長　　ここで事務局の入れ替えを行います。

（事務局退席。農林水産課農政係着席。）

議長　　次に、議案第１３８号を議題といたします。
議案第１３８号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課　失礼いたします。農林水産課農政係の若林と申します。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第１８条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第１３８号　農用地利用集積計画の決定について。
議案書２８ページ、審議参考資料１４ページをご覧願います。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数１戸。農地の中間的受け皿となる戸数１戸。貸し手に当たります、利用権を設定する戸数１戸。筆数１筆、面積２，２６１平米です。
続きまして、３０ページをご覧願います。利用権設定等総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書３１ページ以降の各筆明細をご高覧ください。
なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料１４ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定する要件に該当していると考えております。
以上、よろしくご審議願います。

議長　　諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第１３８号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第１３８号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３８号について、原案のとおり決定いたします。

議長　　ここで、再度事務局の入れ替えを行います。

（農林水産課農政係退席、農林水産課振興係着席。）

議長　　次に、議案第１３９号を議題といたします。
議案第１３９号について、諮問原課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課　失礼いたします。農林水産課振興係の金丸と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第１２条第１項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第４項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第１３９号　農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案３２ページ及び審議参考資料の１５ページをご覧願います。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、[redacted]。申請者は、株式会社　[redacted]様です。[redacted]様は、平成２９年１１月に認定農業者の認定を受けておりましたが、このたび再認定のため、農業経営改善計画認定申請書の提出がありました。

続きまして、議案３４ページをご覧ください。①　農業経営体の営農活動の現状及び目標について。営農類型は、現状・目標共に養鶏です。②　農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。採卵鶏の現状は、飼養羽数[redacted]羽、生産量[redacted]ｔで、目標は、飼養羽数[redacted]羽、生産量[redacted]ｔです。

続きまして、議案３５ページをご覧ください。③　生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。飼料価格高騰が続き、経営を圧迫しています。大麦・小麦・子実トウモロコシ等、未利用飼料資源を活用できる環境を構築します。また、穀物破砕機等の導入と飼料等保管設備の設置を行います。④　経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。取引先が毎年増加しており、売上管理・経理処理の負担が増加しています。会計事務所との情報共有を進め、業務の効率化・時間短縮を図ります。また、ソフトウェアの更新、パソコン等ハードウェアの更新を行います。⑤　農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。社員は週休２日、８時間労働は達成しているが、雇用側の負担は増しています。今後は、経理・売上管理の効率化によって、時間に余力を持たせたいと考えています。また、ソフトウェアの更新、パソコン等ハードウェアの更新または事務管理担当のパート社員の雇用を行います。最後に⑥　その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。老朽化し、利用価値のない建物等が多く存在するため土

地の有効活用ができていません。解体撤去し、倉庫・農産物保管出荷施設・駐車場・社員休憩室・トイレ等を設置し、利用効率を高めるとともに農場内の鳥インフル対策における動線管理を向上させます。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長　　この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員　議席番号８番　丸山です。株式会社　[redacted]の農業経営改善計画について、１１月２２日、農業委員室にて前田委員と私、農業委員会事務局職員３名、農林水産課職員２名同席のもと、株式会社　[redacted]の代表取締役、[redacted]さんより聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

株式会社　[redacted]は、昭和３１年９月に設立しており、今回の農業経営改善計画認定は４回目の申請となります。ここで生産されている鶏卵[redacted]は多くの方がご存じかと思います。

株式会社　[redacted]には、低床式鶏舎と高床式鶏舎がそれぞれ１棟ずつあり、最大、低床式鶏舎では[redacted]羽、高床式鶏舎では[redacted]羽養鶏することができ、現在[redacted]羽養鶏されています。５年をかけて[redacted]羽減らすものの、品種改良により集品率の向上、排卵期間の延長が見込まれるため、生産量は年間[redacted]ｔ増加する計画となっています。

[redacted]では飼料の７０％国産のものを使用されています。養鶏により生ずる鶏糞についても大変価値のあるもので、発酵させたのち地域の農地へ提供、循環型の農業に取り組んでおられます。鶏糞を肥料の発酵鶏糞とする工程は必要ですが、鶏舎は衛生的で効率の良い環境に改善されてきたこともあって、臭気の課題も減ってきたのではないかと話されていました。

前回の認定以降のコロナ禍においては、飲食店への販売が減少し、[redacted]さんも大きな影響がありました。また、長年そのままになっていた施設等の問題もあり、鳥インフルエンザなど防疫面を考えたとき、せっかく築いてきた農家や消費者との信頼関係を失うことのないよう、まずは敷地内の施設を整備し、鶏舎の出入りと取引の農家等の動線を整えたいとお聞きしました。敷地内の施設が充実することで、養鶏に伴う鶏卵や発酵鶏糞の販売だけでなく、農家から直接野菜等の仕入れ、飲食店やホテルへの販売にも力を注ぐことができるため、結果的に経営の安定化につながっていくと思われます。野菜を仕入れる農家、販路は増える傾向にあり、コロナ禍に落ち込んだ地場野菜の売上を次の認定時期までに回復、上回ることを目標とされています。取引先が増えると実務の負担も増加しますが、効率化を図って労働時間は減らすものの、年間所得は確保できるよう計画されています。

この計画の実施により、地域の農家と連携して循環型農業に取り組み、地

域農業の振興に寄与されることと思われます。以上、よろしくご審議の程お願いします。

議長　　諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第１３９号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長　　異議なしの声がありました。議案第１３９号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長　　異議なしと認めます。議案第１３９号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長　　皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

（閉会時刻　　午後２時３２分）

加古川市農業委員会

会　長　馬　田　禧　紹

令和４年１１月２５日

署名委員（４番）

署名委員（５番）